

地域密着型認知症対応型通所介護 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 正仁会 デイサービスセンターなごみの郷 亀山（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型通所介護事業及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態及び要支援状態等にある高齢者に対し、適正な指定認知症対応型介護及び介護予防認知症対応型通所介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条 事業所の看護職員・介護職員等は、要介護または、要支援状態等にある高齢者に対して、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感を解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 デイサービスセンターなごみの郷 亀山
- 2 所在地 広島市安佐北区亀山三丁目 4 番 1 2 号
- 3 電話・ファックス (082) 819-3725・(082) 812-2183

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1 名（常勤）
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を行う。
- 2 機能訓練指導員（作業療法士他） 4 名（非常勤専従 4 名）
機能訓練員は、日常を営むのに必要な機能を改善し、また、その減退を防止するための訓練を行う。
- 3 生活相談員（社会福祉主事 他） 4 名
（常勤専従 1 名、常勤兼務 3 名）
生活相談員は、利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行う。
- 4 介護職員 8 名
（常勤専従 1 名、常勤兼務 3 名、非常勤専従 4 名）
介護職員は、利用者の居宅サービス計画及び通所介護計画に基づく介護を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 日曜日から土曜日までとする。
(祝日は営業、休日は1月1日～1月3日)
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
サービス提供時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。
また、延長サービスをおこなう時間は午前8時00分から午前8時30分、
午後5時30分から午後8時00分の3時間とする。
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(通所介護の内容及び利用料等)

第6条 指定認知症対応型通所介護の内容は次のとおりとし、指定認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 事業所は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から事業所に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。
 - ① 機能訓練及び日常生活上の必要な援助
 - ・ 食事の提供
 - ・ 入浴
 - ・ 日常生活動作の機能訓練
 - ・ 健康チェック
 - ・ 送迎
- 3 通常の事業実施地域を越えて行う事業の送迎に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超えた地点から路程1キロメートル当たり30円を実費として徴収する。
- 4 給食サービスを受給する利用者には、食費として、1食あたり600円を徴収する。
- 5 3項及び4項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(利用定員)

第7条 事業の利用定員は、1単位10名とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 事業所の職員等は、事業の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第9条 事業者は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上避難・救出訓練を行う。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、広島市安佐北区とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第 11 条 事業者は、利用者から利用日の前日 18:00 までに申し出がなく、それ以降に利用の中止の申し出をした場合、キャンセル料として当日の食費相当額を徴収する。
- 2 利用者は、事業利用中の食事は、特段の事情がない限り事業者が提供する食事を摂取する。
 - 3 喫煙は事業所内の所定の場所で行う。
 - 4 通所介護利用中は禁酒とする。
 - 5 事業者は、事業所内での利用者の次の行為を禁止とする。
 - ①宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - ②喧嘩、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
 - ③事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - ④故意に事業所もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

- 第 12 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。
- ① 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
 - ② 成年後見制度の利用支援
 - ③ 苦情解決体制の整備
 - ④ 虐待の防止を啓発及び普及するための従業員に対する研修の実施
 - ⑤ その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

(その他運営についての留意事項)

- 第 13 条 事業所は、介護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- ① 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
 - ② 継続研修 年 2 回
 - 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密等を保持する。また、従業者でなくなった後においても同様とする。
 - 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人正仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(記録の整備)

- 第14条 事業所は、諸記録を整備しておくこととする。
- 2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存することとする。
 - ① 通所介護計画
 - ② 介護給付費の支給の根拠となる記録
 - ③ 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - ④ 市町村への通知にかかわる記録

⑤ 苦情の内容等の記録

⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

【附 則】

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

平成 26 年 4 月 1 日 改正

平成 28 年 4 月 1 日 改正

平成 28 年 12 月 1 日 改正

令和元年 7 月 1 日 改正

令和元年 10 月 1 日 改正